

## THE INTERNATIONAL MOVEMENT AGAINST ALL FORMS OF DISCRIMINATION AND RACISM

Press Release

2016年12月23日

### 部落差別解消推進法の制定に関する要請

反差別国際運動（IMADR）は2016年12月9日に部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）が制定されたことを歓迎する。法律は部落差別が今日もなお日本に存在することを確認し、基本的人権の享有を妨げる部落差別は許されないことを明言している点において非常に重要である。また、法律は、部落差別の解消に向けてとるべき責務として、国および地方公共団体が充実した相談業務の提供や教育および啓発を実施するよう明確にしている点でも重要である。

この法律の制定を歓迎する一方、IMADR は今後の施行において、以下の点に関して特別の注意を向けるよう日本政府に呼びかける：

- 1) 第4条：部落差別に関する相談・支援体制の強化に関連して、国内人権機関はそうした救済の役割と人権教育の企画と実施の役割を兼ね備えているため、今後その設置について検討するよう求める。国内人権機関の設置については、これまで自由権規約委員会、人種差別撤廃委員会および普遍的定期審査において繰り返し設置を促す勧告がなされてきた<sup>1</sup>。
- 2) 第5条：部落差別撤廃のために提供される教育と啓発は、世界人権宣言および日本が批准しているその他の国際人権諸条約に明記されている国際人権基準を基本にすべきである。
- 3) 第6条：部落差別の実態調査を進めるうえで、2016年2月の女性差別撤廃委員会の日本審査で提起された勧告の内容を取り入れ、複合差別を受けがちな部落女性に特別な注意を払うようにする<sup>2</sup>。

最後に、この法律は、情報技術を駆使するなどして行われている悪質な部落差別にどう対処するかについては論じていない。IMADR は、そうした悪質な差別行為に対する規制の導入の必要性について検討するよう日本政府に求める。IMADR はまた、これまで自由権規約委員会、人種差別撤廃委員会、女性差別撤廃委員会など、国連人権条約機関に繰り返し勧告されてきた包括的な差別禁止法の制定について検討するよう政府に要請する<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> CCPR/C/JPN/CO/6 (20 August 2014), para 7, available at: [http://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CCPR%2fC%2fJPN%2fCO%2f6&Lang=en](http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CCPR%2fC%2fJPN%2fCO%2f6&Lang=en)  
CERD/C/JPN/CO/7-9 (26 September 2014), para 9, available at: [http://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CERD%2fC%2fJPN%2fCO%2f7-9&Lang=en](http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CERD%2fC%2fJPN%2fCO%2f7-9&Lang=en)  
Report of the Working Group on UPR Japan 2012  
<https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G12/187/52/PDF/G1218752.pdf?OpenElement>

<sup>2</sup> CEDAW/C/JPN/CO/7-8 (10 March 2016), available at: [http://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2fC%2fJPN%2fCO%2f7-8&Lang=en](http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2fC%2fJPN%2fCO%2f7-8&Lang=en)

<sup>3</sup> see 1. CCPR para 11, see 1 CERD para 8, and see 2 CEDAW para 13-(c)